

○沖縄県立看護大学履修規程

平成11年2月24日

〔大学設置準備委員会議決〕

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学学則第27条第2項及び第30条第3項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 授業科目の種類、必修・選択の別、単位数及び配当年次等は、別表1のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は、授業開始後2週間以内に履修届(様式第1号)を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の届出を適当と認める場合は、履修の登録を行うものとする。

3 次に掲げる授業科目は、登録をしない。

(1) 既に単位を取得した授業科目

(2) 授業時間が重複する場合におけるすべての授業科目

(履修登録の変更)

第4条 前条の登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、学長がやむを得ない事情があると認める場合は、前条第1項に規程する期限の日から1週間以内に限り、変更又は取り消しの届出をすることができる。

(履修の禁止)

第5条 次に掲げる場合は、該当する授業科目を履修することができない。

(1) 第3条の登録をしていない授業科目がある場合。

(2) 別表2に掲げる授業科目について、当該科目ごとに同表に掲げる前提となる科目等(以下「前提科目等」という。)の単位を取得していない場合、又は履修条件を満たしていない場合。ただし、試験に合格しなかった、又は試験を欠席したことにより、前提科目等の単位を取得できなかった場合は、この限りでない。

(3) 教務委員会が指定する感染症に対し抗体を持っていない、又はワクチン接種を完了していない場合(実習科目に限る。)。ただし、特別な健康上の理由から予防接種が受けられない場合で、教務委員会に証明書を提出し、承認を得た場合は、この限りでない。

(試験)

第6条 単位取得のための試験は、原則として学期又は学年の終わりに当該学期又は学年中に履修した授業について、筆記、口述、実技又は論文若しくは報告書の提出等の方法により行う。

- 2 授業の出席時間数が、講義・演習科目においては当該授業科目の全時間数の4分の3、実習科目においては全時間数の5分の4に満たない学生は、前項の試験を受けることができない。

(成績)

第7条 授業科目の成績は、前条の試験、出席及び学習状況等を総合的に判断して決定する。

- 2 成績評価の基準は、次のとおりS、A、B、C及びFの評語で表し、S、A、B及びCを合格として所定の単位を与える。

評 語	評 価
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
F	59点以下

- 3 成績評価に関し、不服のある者は、成績確定後1週間以内に成績評価不服申立書(様式第2号)を学務課に提出することができる。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることのできなかつた者に対しては、追試験を行うことができる。

- 2 前項の追試験を希望する者は、医師の診断書等前項の事由を証明する書類を添付し、当該科目の試験終了後1週間以内に学長に追試験願(様式第3号)を提出しなければならない。

(再試験)

第9条 前条以外の事由により単位を取得することのできなかつた者に対しては、再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事由により担当教員が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為をした者は、当該学期中の受験資格は無かつたものとみなし、当該学期に履修したすべての科目の成績は無効として処理し、再履修するものとする。

(再履修)

第11条 試験に合格しなかった者又は試験を受けなかった者が翌年度以降において、その授業科目の単位を取得しようとするときは、あらためて履修登録をしなければならない。ただし、授業科目によって翌年度にその試験のみを受け、それに合格することによって当該科目の単位を認めることがある（以下この授業科目を「再受験科目」という）。なお、再受験科目の取り扱いについては、別に定める。

(進級の判定)

第12条 2年次から3年次への進級については、別表3の進級の要件を満たさなければならない。

2 前項の規定のほか、休学等により単位を取得できなかった者、又は該当年次において不合格科目があり進級年次での履修が困難と認められる者については、前項に定める年次にかかわらず、原級据置きとすることができる。

(卒業に必要な単位数)

第13条 卒業を認定されるために必要な単位数は、別表4に定めるとおり130単位以上とする。ただし、助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、150単位以上とする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に在学していた者で、施行日以降も引き続き在学する者に係る第5条、第6条、第7条、第12条及び第13条の規定については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表1の規定は、平成23年4月1日以降に入学したのものから適用し、同日前に入学したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。